

垢川沿川特別景観形成地区の景観形成基準に対する適合状況説明書
（木竹の伐採）

※ 景観形成基準：景観法第8条第4項第2号に規定される基準

第二次足立区景観計画では、良好な景観の形成を推進するため、景観法の届出に際し適合を確認する、まち並みの景観的な調和を損ねないために守るべき基準を定めています。

各基準に対する適合状況を記載して下さい。

当該行為における景観形成に関する考え方

記載欄

木竹の伐採

伐採は必要最小限にとどめ、木竹はできるだけ保存に努める。

記載欄

公共の場所から望見できる樹勢が優れた樹木は伐採せず、その周辺に移植するように努める。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努める。

記載欄

現存する高木の剪定を行う場合は、景観及び生態的な連続性を途切れさせないように配慮する。

記載欄

伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、低・中木の植栽等、必要な代替措置を講じる。

記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

記載欄